



令和 7 年 5 月 23 日
(午前)・午後 8 時 30 分 受領

議長	事務局長	係
		

No. 1

令和 7 年 5 月 23 日

愛南町議会議長 吉田 茂生 殿

愛南町議会議員 池田 栄次

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
1. 災害関連死について 災害関連死は、建物の倒壊や火災、土石流、津波など災害による直接的な被害ではなく、災害による負傷の悪化や避難生活等における身体的負担による疾病など、災害が間接的な原因となって死に至るものです。今年3月に見直された南海トラフ大地震の国の被害想定では、最悪の場合、全国で5万2,000人に上る「災害関連死」が推計されています。阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、能登半島地震では、多くの方が災害関連死で亡くなられています。 災害関連死の原因は、初期治療の遅れ、持病の悪化、避難所等への移動中の肉体・精神的疲労、避難所等における生活の肉体・精神的疲労が相当数を占めています。災害発生後速やかに治療・療養ができない、それまで受けられた持病への適切なケアを継続して受けることができない、疾病の有無がはっきり区別されないまま健常者と同じ扱いを受けなければならない等の疲労やストレスが関連死の原因となっています。災害関連死は高齢者が多く、その約8割が、発災3か月以内に亡くなっています。 災害関連死を減少させるためには、避難所での生活環境の改善に取り組むとともに、普段の健康状態やそれまで受けていたケアを参照し、適切な処置を実施することへの取組が重要となります。 また、災害関連死は、自治体の審査会が認定することになってお	町長

り、2019年の国の法改正により市町村が審査会の設置について条例などで定めることを努力義務としています。

本町は、昨年発生した豊後水道地震では、大きな人的被害は有りませんでしたが、近年、災害が頻発・激甚化しており、南海トラフ地震の発生確率が今後30年以内に80%とされている中で、災害発生後の災害が原因で不幸にして亡くられる方がおられることも想定して、認定の遅れによって、ご遺族への支援が遅れ、生活再建等に影響を及ぼすことのないように、速やかな審査会の設置による認定を行うことが重要と考えます。そこで伺います。

(1)災害関連死は「人災」「救えたはずの命」とも言われます。

このことに対する見解を伺います。

(2)本町の避難所及び避難生活の環境改善の取組について見解を伺います。

(3)災害関連死を認定する審査会に関する規定を条例などで設けるべきと考えますが、見解を伺います。

2. 大規模災害時の復旧・復興における事業者について

町長

大規模災害における応急復旧・復旧・復興において、実働を担って頂く事業者(土木・建築・水道・設備等)の方々無くしては計画通りに成しえることができません。特に、南海トラフ地震のような広域にわたる大災害の際は、町外からの支援は期待できず、少なくとも応急復旧・復旧は町内の事業者担って頂かなければなりません。実効性のある計画を立案するためには、町内の関連事業者の実働可能な資材・機材・人員等の能力が重要な要素となると考えます。

また、計画をたてた時点の事業者の方々の能力を維持して頂かなければ、計画の実効性が損なわれてしまいます。そこで伺います。

(1)事業者の実働可能な資機材・人員等の把握の状況について見解を伺います。

(2)事業者の能力維持の取組と災害に強いまちづくりのための防災・減災対策の取組について見解を伺います。

(3)事業者の担当地域割等の具体的計画の作成について伺います。